



第22回：Paycheck Protection Program (PPP/給与保護プログラム) Round 3

新年明けましておめでとうございます。今年もFCGアメリカニュースレターでは、皆さまのお役に立てるような情報をご提供できるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

トランプ大統領は昨年12月27日に、新型コロナウイルス対策の追加支援法案 the Consolidated Appropriations Act 2021 (以下“CAA 2021”)に署名しました。このCAA 2021により、国民1人あたり600ドルの現金給付や失業保険の追加給付などのほか、既存の新型コロナウイルス関連の法律の延長や変更が決定されました。今回はその中で、給与保護プログラム Paycheck Protection Program (以下“PPP”) 関連の主要な最新情報をお伝えします。

(1) PPP 第3ラウンド

CAA 2021によりPPPの再開が決まりました。第3ラウンドとなる今回のPPPでは、同じ借り手が“Second Draw”として2回目のPPPを申請することが可能となりました。2020年4月に申請が始まったPPP第1ラウンドはわずか2週間で資金が尽きましたが、その後追加予算が投入されPPP第2ラウンドが開始、度重なる変更や期間の延長などを経て、8月に締め切られていました。これまでのPPP第1・第2ラウンドについては、過去のニュースレターをご参照ください。

[第1回](#)・[第4回](#)・[第8回](#)・[第10回](#)・[第17回](#)

今回新たに2,845億ドルが予算として投入されたPPP第3ラウンドは、これまでのPPP第1・第2ラウンドに比べて下記のような違いがあります。

PPP 第3ラウンドの特徴

- 対象となる組織の種類：商工会議所や組合などの非営利団体や報道機関など、これまでのPPPでは申請が不可とされていた組織も、申請が可能となりました。
- Employee Retention Creditとの併用：これまでのPPPでは認められていなかった、[従業員雇用維持クレジット Employee Retention Credit](#) (以下“ERC”)との併用が可能となりました。ただし、PPPローンの対象となっている給与コストをERCの対象として重複して含めることはできません。ERCのルールも、CAA 2021によって一部変更となっています。
- ローンの使途：新型コロナウイルス対策のため設置された仕切りや換気システムなどの設備費用や、給与処理サービス費用、ソフトウェア費用などを“Non-payroll expense”として、PPPローンの対象費用に含めることができるようになりました。ただし、ローンの使途の少なくとも60パーセントは給与コストが占める必要があります。
- ローンの金額：今回2回目のPPPを申請する場合は、2020年または2019年の平均月額給与コストの最大2.5倍、最大200万ドルのローンを受けることができます。初めてのPPP申請者の場合は、今までと同様1,000万ドルがローンの上限となります。ただし、宿泊および外食産業 (NAICSコード72)は、該当する上限までであれば、平均月額給与コストの3.5倍のローンを受けられる場合があります。
- 対象期間の柔軟性：借り手は、PPPのローンを受けたあと8~24週間の間で、対象となる期間を自由に選択できます。

申請条件

- ・ 初めての申請者の場合、従業員 500 人以下の企業、非営利団体、退役軍人組織、部族によるビジネス組織、個人事業主、自営業者、および独立請負業者であること。
- ・ 2 回目の申請者の場合、①従業員 300 人以下の企業、非営利団体、退役軍人組織、部族によるビジネス組織、個人事業主、自営業者、および独立請負業者であること、②2020 年のいずれかの四半期が、2019 年の同四半期の総収入比較した場合、25%以上の減少があること（どの四半期を比較に使っても良い）、③すでに PPP にてローンを受けた金額をすべて使い切った、または使い切る予定であること。すでにローンを受けた PPP の返済免除申請を行っていない場合も、上記の条件を満たせば 2 回目の PPP を申請することが可能です。

申請期間

申請の締め切りは 2021 年 3 月 31 日または割り当てられた予算がなくなるまで、とされています。申請を検討している場合、貸し手である銀行や金融機関に PPP 第 3 ラウンドの申請をいつから受け付けを始めるか確認する必要があります。

(2) PPP ローンの返済免除手続き簡素化

今回の CAA 2021 では、PPP ローンの返済免除手続きのさらなる簡素化も決定されました。ローン金額が 150,000 ドル以下である場合、Small Business Administration (SBA) が発行するわずか 1 枚のフォームを貸し手に提出するだけで、返済免除が受けられることが決まりました。この 1 ページのフォームに、企業はローンの免除に関連するいくつかの情報を記載し、保持されている従業員の数、および給与計算に費やされたローンの推定額を申告します。企業は、雇用記録は 4 年間、その他の記録は 3 年間、返済免除の証拠となる一連の書類を保管しておく必要がありますが、貸し手に提出する必要はありません。

(3) PPP ローンの対象経費の税務上の取り扱いの変更

CAA 2021 により、PPP ローンの対象となった経費の税務上の取り扱いが変更となりました。内国歳入庁 (IRS) は以前、Notice 2020-32 にて、本来であれば控除の対象となる給与や家賃などの経費を返済免除となる PPP ローンを使用して支払った場合、控除の対象にならないとしていましたが、今回 Rev.Rul.2021-2 により、控除の対象になると変更されました。この取り扱いは、PPP 第 1・第 2 ラウンドにも適応されます。

年末ぎりぎりの時期、そして政権交代前という何とも慌ただしい時期に駆け込みのような形で決定された CAA 2021 ですが、約 2 週間後の 1 月 8 日ようやく、運営元である SBA と財務省が PPP 再開を正式に発表しました。発表によると、今回の PPP 第 3 ラウンドではまず 1 月 11 日より初めての申請者からの受け付けを始め、その後 1 月 13 日より 2 回目の申請者からの受け付けをすとされています。しかし、ローンの貸し手である銀行や金融機関においては、新たなガイドラインへの対応にしばらく時間を要することも考えられます。速やかに申請手続きを開始できるよう、SBA や取引先金融機関からのアップデートを注視しておくことが重要です。

By 上野 裕美

Fair Consulting USA Inc.

Los Angeles Office

お問い合わせ

Fair Consulting USA Inc.

21250 Hawthorne Blvd, Suite 500, Unit #48, Torrance, CA 90503

Tel: +1-310-792-7059

◇ 涌井 正晴

Email: ma.wakui@faircongrp.com

「FCG アメリカ ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG アメリカ ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG アメリカ ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。